

No	業務名	質問/事象	回答/対処
1	被扶養者等申告書	被扶養者の数に対し、入力欄が足りません。どうしたらよいですか。	被扶養者欄は4名様までとなっており、年齢順に自動的に表示されるようになっております。お手数をお掛けしますが、4名様分までの申請を提出後、再度新規で要件確認用の被扶養者等申告書のご入力、申請をお願いします。その際、自動で表示される先の4名様分のお名前を削除していただき、5名様以降のお名前等をご自身でご入力ください。
2	被扶養者等申告書	入力しようとしたら、表示されている住所が転居前のものでした。どうしたらよいですか。	住所変更の届出がされていないためと考えられます。申請内の住所は正しい住民票住所へ修正してください。 また、同時に「資格確認書等記載事項等変更申告書」で住所変更の申請を行ってください。その際、取得後3か月以内の世帯全員の住民票の添付が必要となります。
3	被扶養者等申告書	エラーとなり添付書類をアップロードできません。	ファイル容量が大きいためアップロードできない可能性があります。ページ数が多い場合は、お手数ですが分割してアップロードしていただきますようお願いいたします。
4	被扶養者等申告書	〇有（マルあり）とはなんですか。	所得税法上の扶養親族（扶養手当を受給していないが、税控除を受けている。）です。
5	被扶養者等申告書	様式の印刷環境がありません。	様式を印刷できる環境がない場合は、共済組合支部窓口において紙様式の交付を受けることができます。共済組合支部窓口へお問い合わせください。
6	被扶養者等申告書	国民年金に加入しています。年金受給は有りですか。	年金制度への加入状況ではなく、実際に年金を受給しているかどうかを確認するものです。受給していない場合は、無しになります。
7	被扶養者等申告書	年間所得推計額とは令和8年度（4月から翌年3月まで）の収入ですか。	年度（4月から翌年3月まで）の収入ではありません。今後1年間の推計所得を記載してください。
8	被扶養者等申告書	住所変更の手続きをしたはずですが、申告者情報の住民票住所が変更されていないようです。なぜですか。	令和8年11月〇〇日時点での共済組合のシステムに登録されている情報を反映させています。 電子申請内の住所は新しい住民票住所へ修正してください。
9	被扶養者等申告書	既に取消したはずの被扶養者が、被扶養者等申告書の【認定を受けようとする者】の欄に記載されています。再度申請が必要でしょうか。	必要ありません。 令和8年11月〇〇日時点での共済組合のシステムに登録されている情報を反映させています。 審査が完了しておらず情報が反映されていない場合がありますので、電子申請内の情報を修正をお願いします。
10	被扶養者等申告書	令和8年4月1日以降に被扶養者として認定されましたが、今回の要件確認は不要ですか？	お手数ですが、申告書のご提出はお願いいたします。その際認定したときの添付書類を添付いただきます。（任意継続組合員は除く。）
11	被扶養者等申告書	既に認定されたはずの被扶養者が、被扶養者申告書の【認定を受けようとする者】の欄に記載されていません。なぜでしょうか。	令和8年11月〇〇日時点での共済組合のシステムに登録されている情報を反映させています。 審査が完了しておらず情報が反映されていない場合がありますので、当該被扶養者情報について、電子申請に追記をお願いします。
12	被扶養者等申告書	昨年との変更点はありますか？	昨年までは支部窓口で申請を受け付けていましたが、今年度から市ヶ谷センターにて短期業務は行っており、通常の被扶養者の認定・取消の申告同様PCやスマートフォンからの電子申請を行っていただけます。必要な添付書類なども統一され、一部変更されていますので、詳しくはフローチャートをご確認ください。
13	被扶養者等申告書	添付書類が揃わなくても準備のできたものだけで提出したほうがよろしいですか？	地域ごとに申請・提出期間が定められています。申請前に、まずフローチャートでご自身に必要な書類を確認し、必要書類を早めにご準備いただいたうえ、提出期間にすべて揃えてご提出ください。
14	被扶養者等申告書	PCやスマホの操作が苦手なのですが紙での対応は可能ですか？	PCやスマートフォンを利用できる環境にない方等やむを得ない事情以外は、電子申請となります。
15	被扶養者等申告書	長期の遠洋航海に出るため、要件確認の書類一式が提出できませんが、どうしたらいいでしょうか。	手続きは、18歳以上の三親等以内の親族に委任ができますので、共済組合HPの「様式一覧」から「委任状」を選択し、全て自書捺印のうえ所属支部へご提出ください。 要件確認の書類一式は、代理人の方が市ヶ谷センターにご郵送ください。（被扶養者申告書中、連絡先電話番号は、代理人の方の番号も併記してください。）
16	申立書	印刷環境がありません。申立書の氏名欄は手書きでなければなりませんか。	氏名欄に限らず内容をデータで入力し、申請に添付していただければ問題ありません。

No	業務名	質問/事象	回答/対処
17	非扶養申立書	非扶養申立書は必ず本人が書かなければなりませんか？ 遠方に住んでいて手元に届くまで時間がかかります。	組合員様により申立書を記載いただくものですので、ご家族等の方に記載いただく必要はございません。（R8.4以降変更されております）
18	資格要件	被扶養者が自分の勤務先の健康保険に加入していました。	他の健康保険等の被保険者・組合員になった場合は、認定取消となりますので、扶養取消の電子申請をお願いします。 収入確認と併せて、健康保険の取得をしていないかご確認が必要です。
19	収入要件	自営業の必要経費とは具体的にどのようなものが含まれますか？	人事院から令和2年7月20日に発出されている扶養手当の運用（事業所得等の取り扱い）について（通知）の考え方を参酌しております。税法上の経費がすべて必要経費として認められるわけではございませんのでご注意ください。
20	収入要件	被扶養者になれる収入はいくらまででしょうか。	恒常的所得が年間収入130万円未満。 60歳以上または一定の障害者は180万円未満。 19歳以上23歳未満（配偶者を除く）は150万円未満です。
21	収入要件	年間収入130万円とは、「130万円以下」であればいいですか。	年間収入130万円未満が基準のため、原則として130万円ちょうどは基準を満たさず、扶養取消となります。
22	収入要件	年間収入は令和7年10月～令和8年9月の収入で判定するのでしょうか。	該当期間だけではなく、引き続き期間において連続する12か月間の収入で判断するため、どの12か月の収入を見ても上限を抑えている必要があります。
23	収入要件	月収ではいくらが目安でしょうか。	年間収入130万円基準の場合、月額108,333円以下が一般的な目安です。
24	収入要件	19歳以上23歳未満の年齢判定はどの時点で判断すればよいのでしょうか。	その年の12月31日時点の年齢で判定します。
25	収入要件	配偶者が20歳の場合も年間収入150万円未満が上限でしょうか。	150万円基準は配偶者を除くため、配偶者は年間収入130万円未満であることが必要です。
26	労働条件通知書	給与収入の証明書として「労働条件通知書」を添付しましたが、給与等証明書を添付するよう差し戻されました。	次の条件が必要です。 ①令和8年4月1日以降に扶養認定されていること。 ②「労働条件通知書」では、時給・労働条件・日数等を用いて年間収入が130万円未満である確認ができること。 シフト制であったり、交通費の記載がない場合には年間収入の判定ができないため、従来どおり「給与等証明書」の提出が必要になります。
27	労働条件通知書	労働条件通知書を提出するのはなぜですか。	令和8年4月1日より、労働条件通知書等の労働契約内容から年間収入の見込が確認できる場合は、当初想定されなかった臨時収入により年間収入が基準額を超過しても、社会的通念上妥当である範囲に留まる場合は、被扶養者の取扱いの変更が必要なくなりました。 なお、年金収入や事業収入等の給与収入以外の収入がある場合は、従前どおり「給与等証明書」の提出が必要です。
28	労働条件通知書	「給与収入のみである」旨の申立てとは何ですか。	令和8年4月1日より労働契約内容が分かる書類（労働条件通知書等）と、本人の「給与収入のみである」旨の申立てにより、年間収入が130万円未満である確認ができ、かつ、他の収入が見込まなければ、扶養認定することができるようになりました。 「給与収入のみである」旨の申立ては、電子申請の場合は、該当ボタン（「給与収入のみの申し立て」→「要確認」）の押下、紙申請の場合は申立書の記入により確認します。
29	労働条件通知書	2026年3月以前に認定されている場合も、労働条件通知書を提出してよいですか。	対象者は認定日が2026年4月1日以降の者のみであり、「労働条件通知書」で扶養認定の判断がなされていることが必要です。（後日給与明細を依頼されている者や同時に添付した者は除く。）
30	給与収入	パートで働いていますが月遅れで給与が支払われています。 R7.10月に働いた分の給与がR7.11月に支払われた場合は何月分の収入として考えますか？	給与が支払われた月の収入として考えるためこの場合はR7.11月の収入として考えます。
31	給与収入	短期で1か月だけパートをしました。収入も少なくとももうすでに退職していますが今回申請する収入に含まれますか？	1月だけでも1円でも給与が発生した場合はすべて収入に含みます。 採用日がわかる書類・給与明細・退職日がわかる書類をセットでご提出ください。
32	給与収入	離職して扶養されたばかりのため年間所得推計額が高いのですが、大丈夫ですか。	年間所得推計額は、申請日から将来に渡って連続する12か月間の推計額をご入力ください。（扶養される前の収入は加算しません。）
33	給与収入	雇用契約更新で労働時間が増える予定です。今はまだ130万円を超えていないので扶養の取消は行わなくていいですか。	今後130万円を超えて働く意思があるまたは雇用形態の変化があった場合は変化があった日より取消となります。

No	業務名	質問/事象	回答/対処
34	給与収入	給与は手取り額で確認ればよいでしょうか。	原則として控除前の総収入で確認します。
35	給与収入	賞与（ボーナス）は、年間収入に含めますか。	含めます。 年間所得推計額を算定する際にも、賞与も含めて入力してください。
36	給与収入	通勤手当は、年間収入に含めますか。	含めます。税法上非課税の通勤手当でも、扶養認定における年間収入に含まれますので、年間所得推計額を算定する際にも、通勤手当を含めて入力してください。
37	給与収入	残業代は、年間収入に含めますか。	含めます。なお、人手不足による残業大の増加等、一時的な労働時間の増加であれば、「事業主証明」を用いて扶養継続が可能となります。（連続 2 回まで。）
38	給与収入	3 月連続して、月額収入108,333円を超えている月がありました。遡及して扶養取消になりますか。	その後引き続き超えておらず、どの12か月の年間収入を見ても130万円未満に抑えられていれば、扶養取消にはなりません。 なお、今後恒常的に108,333円を超えるような働き方を希望される場合は、申出のあった月の初日で取消となりますので扶養取消の申請をお願いします。
39	給与収入	繁忙期に残業が増え、年間収入130万円を超えていました。遡及して扶養取消になりますか。	繁忙による一時的な労働時間増加であれば、「事業主証明」の証明がなされ、一時的なものと判断できれば扶養継続が可能となります。（連続 2 回まで。）
40	給与収入	アルバイトを始めたばかりで給与実績がありません。年間所得推計額はどのように計算すればよいでしょうか。	雇用契約内容、時給、所定労働時間、手当等から今後の年間収入見込みを算定して入力してください。
41	給与収入	雇用契約更新で労働時間が増える予定です。年間所得推計額はどのように計算すればよいでしょうか。	更新後の契約内容を基に、今後の年間収入見込みを算出して入力してください。
42	給与等証明書	給与等証明書について働いている会社には社印がありません。どうすればいいですか？	社印がない場合私印等で替え、必要に応じ勤務先を確認できるものを添付で構いません。（いずれかの月の給与明細書（電子的送付内容のスクリーンショットでも可能。）
43	給与等証明書	対象期間に勤務実績がありますが、すでに退職しており給与証明をもらうことが困難です。どうしたらいいでしょうか？	退職された勤務先へ確認対象期間中に就労していた場合は、既に退職していても当該期間の収入確認書類が必要となります。恐れ入りますが、勤務先へ給与等証明書（要件確認用）（※今後HPへアップロード予定）を記入いただきますようご依頼ください。
44	給与等証明書	タイミー等単発のアルバイトなので給与証明や退職証明をもらうことが出来ません。どうすればいいですか？	給与明細をご提出ください。もし給与明細がない場合は通帳の振込日・振込金額が分かる箇所と口座名義人が分かる箇所をアップロードしてください。 また、退職都度源泉徴収票が発行されますのでそちらで退職日の確認をすることができます。
45	雇用保険	失業手当は収入に含めますか。	雇用保険の基本手当等も収入として確認します。130万円基準の場合、基本手当日額3,611円以下が目安となります。 3,612円以上は受給期間中は扶養取消となりますのでご注意ください。
46	事業主証明	「一時的な収入増加」とは、どのような場合ですか。	主に時間外勤務（残業）手当や臨時で支払われる繁忙手当及び人手不足等で臨時的に勤務する場合等が該当します。
47	事業主証明	自営業者も事業主証明を使えますか。	特定の事業主との雇用関係がない自営業・フリーランスは対象外です。あくまでも事業主の人手不足等の事業に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動が対象です。
48	事業主証明	学生アルバイトでも事業主証明を使えますか。	学生であっても使えます。
49	事業主証明	事業主証明は何回でも使えますか。	同一人について原則扶養期間中に2回までとされています。
50	事業主証明	事業主証明書を去年に引き続き提出予定ですが問題ありませんか。	事業主証明書は連続 2 回までご提出いただけますが、就労状況等契約に変更がある場合等提出後確認させていただく場合がございます。
51	事業収入	自営業を開始しました。何を提出したらよろしいですか。	開業届、確定申告の写し、収入見込み、申立書を提出してください。
52	年金収入	年金について年金生活者支援給付金も収入に含まれますか？	含まれます。
53	年金収入	障害年金は非課税だから収入に含めなくていいですか。	扶養認定では収入として扱いますので、年間収入に含めてください。

No	業務名	質問/事象	回答/対処
54	年金収入	遺族年金も収入に含めますか。	扶養認定では収入として扱いますので、年間収入に含めてください。
55	年金収入	企業年金や個人年金がある場合は収入に含めますか。	年間収入に含めてください。
56	傷病手当金	傷病手当金は収入に含めますか。	傷病手当金も収入として確認します。傷病手当金の支給証明書を添付してください。
57	送金証明書	大学進学で子どもが一人暮らしを始めました。送金証明書は必要ですか。 (任意継続組合員のため、扶養手当はありません。)	進学による別居の場合は、送金証明書の添付は必要ありません。
58	その他	添付書類を3つまでしかアップロードできません。	添付個所は、要件確認の入力フォームにおいて、添付する個所は1か所でファイル数は無制限ですので問題ございません。